

一般社団法人重要生活機器連携セキュリティ協議会
理事会運営規程

平成26年10月8日制定

(本規程の目的)

第1条 本規程は、一般社団法人重要生活機器連携セキュリティ協議会（以下「当法人」という。）理事会における審議及び決議の方法等について定めるものである。

(構成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(決議事項)

第3条 理事会は、定款第30条の定めに従い、次の職務を行う。

- (1) 当法人の社員総会の権限に属せしめられた事項以外の事項の決定
- (2) 規約あるいは規程の制定及び改廃
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第4条 理事会は、定款第31条の定めに従い、会長が招集する。

2. 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位により、専務理事または理事がこれに代わるものとする。
3. 理事会を招集する場合には、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面又は電磁的方法により、開会の日1週間前までに理事及び監事に対して通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議)

第5条 理事会の決議は、定款第32条の定めに従い、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
3. 理事会は、3名以上の理事によって構成される執行理事会に対して、以下の事項の決定を委任することができる。
 - (1) 入会審査
 - (2) 社員以外の会員の除名

(理事会への出席義務)

第6条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(議事録)

第7条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
3. 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は、平成26年10月8日より施行する。